

証明書記入にあたっての詳細は、別冊 告示編の証明書の備考を参照のこと

**贈与税の非課税措置の増改築等工事を行った場合  
（平成27年1月～令和3年12月に贈与を受けた場合）**

工事内容:①屋根全体の瓦の葺き替え【第1号工事】  
②和室4.5畳、リビング、ダイニング、キッチンの全面改修【第3号工事】  
③耐震補強工事【第4号工事】 ④解体、仮設、養生等の付帯工事  
工事費用:11,000,000円(税、経費込)

別表

増改築等工事証明書  
(住宅取得等資金の贈与の特例用)

証明申請者	住所	東京都千代田区〇〇〇	
	氏名	リフォーム 太郎	
家屋番号及び所在地		東京都千代田区〇〇〇	
木造又は非木造の別		木造	
工事の種別及び内容	工事の種別	第1号工事	1 増築 2 改築 ③ 大規模の修繕 4 大規模の模様替
		第2号工事 (第1号工事以外)	1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替
		第3号工事 (第1・2号工事以外)	次のいずれかの一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 ① 居室 ② 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下
		第4号工事 (第1～3号工事以外)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 ② 地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準
		第5号工事 (第1～4号工事以外)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替
		第6号工事 (第1～5号工事以外)	エネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事
		第7号工事 (第1～6号工事以外)	1 給水管に係る修繕又は模様替 2 排水管に係る修繕又は模様替 3 雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替
		第8号工事 (第1～7号工事以外)	次の基準に適合させるための修繕又は模様替 1 評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級4の基準に適合していること 2 評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級4又は等級5の基準に適合していること 3 評価方法基準第5の1の1-1(4)の等級2又は等級3の基準に適合していること 4 評価方法基準第5の1の1-3(4)の免震建築物の基準に適合していること 5 評価方法基準第5の9の9-1(4)の等級3、等級4又は等級5の基準に適合していること

工事を行った住所の建物登記簿に記載された家屋番号と所在地を記載します。

現行の耐震基準に基づいた工事

耐震診断による耐震補強工事

地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域
	5 5地域	6 6地域	7 7地域	8 8地域

工事の内容	<p><b>【第1号工事】屋根の修繕工事</b> ・既存屋根の全ての瓦を新しい瓦に葺き替え</p> <p><b>【第3号工事】LDK及び洋室(収納を含む)の床・壁・天井の全面改修</b> ・LDKの間仕切りを撤去し一部屋にして、キッチンセットを交換 ・和室4.5畳を洋室に改修し、押入れを収納に改修</p> <p><b>【第4号工事】耐震補強工事</b> ・精密診断法による上部構造評点が1.0以上になる耐震改修</p>
-------	--

(注) 第8号工事については、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人に限って証明できるものとする。

上記の工事が租税特別措置法施行令

(イ) 贈与税の非課税措置、又は(ロ) 相続時精算課税の特例に証明書発行者が丸を付ける。

- ① 第40条の4の2第5項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第8号に規定する修繕若しくは模様替
- (ロ) 第40条の5第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第8号に規定する修繕若しくは模様替

に該当することを証明します。

証明を行った方の情報を記載してください。  
(以下のいずれかの選択制)

押印は認印でも構いません。

〇〇年〇〇月〇〇日

証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人	氏名又は名称	増改築 一郎		印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士	登録番号	△△-□□□
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の場合	住所		
指定・登録年月日				
指定・登録番号(指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合)				
建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所		
	所在地	東京都千代田区□□□		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所		
	登録年月日及び登録番号	△△-××××		

指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名			登 録 番 号	
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
			建築基準適合判定資格者の場合		登 録 番 号
				登録を受けた地方整備局等名	
登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			登 録 番 号	
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
			建築基準適合判定資格者	合格通知日付又は合格証書日付	
	検定合格者の場合			合格通知番号又は合格証書番号	
住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			登 録 番 号	
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
			建築基準適合判定資格者	合格通知日付又は合格証書日付	
	検定合格者の場合			合格通知番号又は合格証書番号	

(用紙 日本産業規格 A4)